



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年2月18日火曜日 第1432号

## ◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	141
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	142
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	143
落札者等の告示.....	143
同意の成立（漁獲共済）.....	143
公有水面埋立免許の出願.....	143
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	144
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	147
道路の供用開始（"）.....	147
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	147
道路の供用開始（"）.....	148
道路の区域決定（県道上尾峠久万線）.....	148
道路の供用開始（"）.....	148
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	148
道路の供用開始（"）.....	149
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	149
道路の供用開始（"）.....	150
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	150
道路の供用開始（"）.....	150
道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....	150
道路の供用開始（"）.....	150
道路の区域変更（一般国道197号）.....	151
道路の供用開始（"）.....	151
道路の位置の指定.....	151

## 公 告

平成15年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 151

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 154

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 154

## 任 免 辞 令

宮内薫外..... 154

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 井 又一郎	宇和島市三浦西2372番地
"	藤 井 万一郎	宇和島市柿原甲636番地
"	松 本 康 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	西 蔭 眞 金	宇和島市高串 2 番耕地335番地
"	大 西 伸 彦	宇和島市高串 2 番耕地323番地 1号
"	山 崎 為 治	宇和島市藤江837番地
"	葛 西 則 光	宇和島市大浦甲640番地
"	水 田 利 幸	宇和島市大浦甲238番地 5号
"	松 広 光 善	宇和島市大浦甲2214番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	松 本 松 俊	宇和島市蛤272番地
"	見 谷 和 利	宇和島市百之浦1237番地
"	宮 本 喜 満	宇和島市本九島1815番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1号
"	竹 田 源太郎	宇和島市保手二丁目 5 番22号
"	岡 本 寛	宇和島市蕨463番地 2号
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	中 山 孝 司	宇和島市和霊元町一丁目 6 番地 3号
"	田 島 義 明	宇和島市保手四丁目 6 番地 6号
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	池 田 要	宇和島市三浦西1036番地
"	広 沢 求	宇和島市百之浦1254番地

## 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 康 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	伊 井 基 彦	宇和島市高串 2 番耕地1720番地
"	末 広 稔	宇和島市高串 1 番耕地112番地
"	藤 井 万一郎	宇和島市柿原636番地
"	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	大 塚 良 計	宇和島市大浦甲1970番地
"	梅 崎 将 志	宇和島市大浦甲1883番地
"	松 広 光 善	宇和島市大浦甲2214番地
"	中 川 高 徳	宇和島市寄松甲845番地 1
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	浜 田 良 貞	宇和島市平浦977番地 1
"	竹 田 源太郎	宇和島市保手二丁目 5 番22号
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1号
"	荒 木 儀 公	宇和島市三浦東1396番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	川 井 彰	宇和島市三浦西1884番地
"	平 野 清次郎	宇和島市百之浦1284番地

"	西崎勝寿	宇和島市蛤373番地1
"	田中義仁	宇和島市本九島1439番地
"	宮本喜満	宇和島市本九島1815番地
"	川井又一郎	宇和島市三浦西2372番地
"	林正照	宇和島市三浦西1167番地2
"	池田要	宇和島市三浦西1036番地
"	山下登	宇和島市蛤343番地
"	中川孝司	宇和島市和霊元町一丁目6番3号
監事	森田早雄	宇和島市藤江1362番地
"	土居豊	宇和島市三浦東2792番地2
"	水田寿和	宇和島市大浦甲259番地2

○愛媛県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	清家文男	北宇和郡吉田町大字奥浦甲1419番地
"	岩城光廣	北宇和郡吉田町大字浅川771番地
"	松浦善一	北宇和郡吉田町大字鶴間232番地1
"	平山光政	北宇和郡吉田町大字立間尻甲543番地1
"	薬師寺三行	北宇和郡吉田町大字立間1番耕地2168番地
"	赤松誠市	北宇和郡吉田町大字立間1番耕地629番地
"	毛利信介	北宇和郡吉田町大字立間2番耕地103番地3
"	東山正博	北宇和郡吉田町大字深浦3番耕地13番地2
"	井伊憲治	北宇和郡吉田町大字法花津1番耕地117番地
"	二宮洋	北宇和郡吉田町大字白浦201番地
"	吉見政夫	北宇和郡吉田町大字沖村甲2201番地1
"	山崎金敏	北宇和郡吉田町大字河内甲622番地
"	森陽一郎	北宇和郡吉田町大字白浦外150番地
"	中田芳則	北宇和郡吉田町大字奥浦甲148番地
"	伊藤仁三郎	北宇和郡吉田町大字南君3071番地
"	毛利元隆	北宇和郡吉田町大字南君458番地
監事	橋本信広	北宇和郡吉田町大字知永4番耕地668番地1
"	赤松邦美	北宇和郡吉田町大字立間2番耕地391番地
"	清家久万夫	北宇和郡吉田町大字河内甲356番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	清家文男	北宇和郡吉田町大字奥浦甲1419番地
"	田中広志	北宇和郡吉田町大字立間尻甲481番地
"	山本猪之松	北宇和郡吉田町大字知永4番耕地665番地

"	家藤治徳	北宇和郡吉田町大字浅川194番地
"	加賀山兼仁	北宇和郡吉田町大字立間1番耕地3508番地1
"	赤松誠市	北宇和郡吉田町大字立間1番耕地629番地
"	毛利信介	北宇和郡吉田町大字立間2番耕地103番地3
"	坂田谷彦	北宇和郡吉田町大字深浦2番耕地490番地
"	岡田啓介	北宇和郡吉田町大字法花津8番耕地227番地
"	二宮義治	北宇和郡吉田町大字白浦686番地
"	清家睦郎	北宇和郡吉田町大字沖村甲3273番地
"	福岡吉康	北宇和郡吉田町大字河内甲1781番地
"	丸尾稔	北宇和郡吉田町大字河内甲1552番地
"	池田甚太郎	北宇和郡吉田町大字南君619番地
"	清家由人	北宇和郡吉田町大字奥浦甲193番地
"	松崎矢次	北宇和郡吉田町大字南君1573番地
監事	奥山敞彬	北宇和郡吉田町大字鶴間398番地
"	二宮嘉之	北宇和郡吉田町大字白浦113番地
"	宮口孝幸	北宇和郡吉田町大字南君3032番地

○愛媛県告示第324号

船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長野下井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長野下井手地区）計画書の写し
- (2) 船木泉川（池田池）土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年2月19日から3月18日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第325号

東予市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・旦之上下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・旦之上下地区）計画書の写し
- (2) 東予市庄内土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年2月19日から3月18日まで

3 縦覧場所  
東予市役所

○愛媛県告示第 326 号

東予市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小向川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小向川地区）計画書の写し
  - (2) 東予市庄内土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年2月19日から3月18日まで
- 3 縦覧場所  
東予市役所

○愛媛県告示第 327 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡玉川町大字畑寺地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当

○愛媛県告示第 329 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
高分解能衛星画像データ 3,179平方キロメートル	愛媛県農林水産部 林業政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年1月28日	日本スペースイメージング株式会社 東京都中央区八重洲二丁目8番1号	57,225,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第 330 号

次の区域及び区分の特定第 2 号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第 158 号）第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
弓削町区域（弓削町漁業協同組合の地区）	小型定置漁業

○愛媛県告示第 331 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「

該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・宝地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年2月19日から3月18日まで
- 3 縦覧場所  
玉川町役場

○愛媛県告示第 328 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、温泉郡中島町大字神浦地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・エノキザカ地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年2月19日から3月18日まで
- 3 縦覧場所  
中島町役場

法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び西海町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
西海町  
南宇和郡西海町船越1289番地1  
代表者 町長 中田 廣  
南宇和郡西海町船越1291番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡西海町福浦1215番から同1491番に至る地先の公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物揚場のコンクリート舗装部に設置された金属錐)は、北緯32度54分55秒、東経132度29分59秒の地点

1点は、基点から真北318度45分28秒20.49メートルの地点

2点は、1点から真北42度04分58秒25.40メートルの地点

3点は、2点から真北132度04分58秒33.85メートルの地点

4点は、3点から真北222度04分58秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北132度04分58秒3.40メートルの地点

6点は、5点から真北42度04分58秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北132度04分58秒46.60メートルの地点

8点は、7点から真北222度04分58秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北132度04分58秒3.40メートルの地点

10点は、9点から真北42度04分58秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北132度04分58秒22.75メートルの地点

12点は、11点から真北94度11分46秒34.00メートルの地点

13点は、12点から真北165度47分08秒4.30メートルの地点

ウ 面積

4,289.04平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡西海町福浦1209番から同1492番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からN点までを順次直線で結んだ線及びN点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物揚場のコンクリート舗装部に設置された金属錐)は、北緯32度54分55秒、東経132度29分59秒の地点

A点は、基点から真北146度47分16秒10.24メートルの地点

B点は、A点から真北315度13分08秒70.36メートルの地点

C点は、B点から真北42度04分58秒66.52メートルの地点

D点は、C点から真北132度04分58秒136.27メートルの地点

E点は、D点から真北94度11分46秒49.12メートルの地点

F点は、E点から真北184度11分46秒39.94メートルの地点

G点は、F点から真北257度18分15秒28.81メートルの地点

H点は、G点から真北164度33分58秒10.95メートルの地点

I点は、H点から真北249度35分25秒39.67メートルの地点

J点は、I点から真北184度08分41秒21.71メートルの地点

K点は、J点から真北272度38分21秒18.58メートルの地点

L点は、K点から真北299度39分52秒29.76メートルの地点

M点は、L点から真北35度00分55秒32.32メートルの地点

N点は、M点から真北312度14分48秒36.53メートルの地点

ウ 面積

14,895.08平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,170平方メートル

水路用地 約 120平方メートル

4 出願年月日

平成15年 2月 6日



○愛媛県告示第332号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加戸守行

与和木C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
玉川町	與和木	サタナガ	甲444番	1号
			甲426番	2号
			乙53番3	3号
		シュウモン	乙53番3	4号
			乙50番4	5号
			ハタンタ	甲461番

	シュウモン ハタンタ	乙49番 1	7号
		甲499番	8号
		甲500番	9号
		甲842番 3	10号
		甲497番	11号
		甲494番 1	12号
		甲472番 5	13号
		甲472番 5	14号
		甲472番 5	15号
		甲467番 2	16号
		甲465番	17号
		甲460番 1	18号

本谷 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 8号までを順次結んだ線、標柱 8号と標柱 9号を市道本谷線山側官民境界線で結んだ線、標柱 9号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱 1号を市道本谷線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		字	地 番	標 柱
伊予市	上唐川	中屋敷 日ノ路	甲33番 5	1号
			乙64番 2	2号
			乙64番 1	3号
			乙66番 1	4号
			乙69番 2	5号
			乙76番	6号
		上ノ田 サコ田 前畑 藏ツケ 宮本	甲65番 3	7号
			甲63番 7	8号
			甲63番 3	9号
			甲53番 1	10号
			甲53番 1	11号
			甲47番 2	12号
			甲39番 2	13号

長崎谷 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 5号までを順次結んだ線、標柱 5号と標柱 6号を市道長崎谷線山側官民境界線で結んだ線、標柱 6号から標柱 8号までを順次結んだ線、標柱 8号と標柱 9号を市道長崎谷線山側官民境界線で結んだ線、標柱 9号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		字	地 番	標 柱
伊予市	上唐川	ツツラ 葛籠	乙392番 3	1号
			乙391番	2号
			乙392番 1	3号
			乙394番10	4号
		向ヒ ツツラ 前 突鼻	甲259番 3	5号
			甲258番 2	6号
			甲256番	7号
			甲250番 2	8号
			甲250番 1	9号
			乙661番 1	10号

	コケ谷	乙661番 1	11号
		乙667番	12号
		甲413番 2	13号
		甲413番 1	14号

長崎谷 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 6号までを順次結んだ線、標柱 6号と標柱 7号を市道長崎谷線山側官民境界線で結んだ線、標柱 7号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱 1号を市道長崎谷線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		字	地 番	標 柱
伊予市	上唐川	下渡セ 葛籠	甲663番 1	1号
			甲663番 1	2号
			乙395番 2	3号
			乙401番	4号
			乙406番	5号
			乙405番 1	6号
		下渡セ 突鼻 渡瀬 下渡セ	甲271番 2	7号
			乙638番	8号
			乙638番	9号
			乙643番	10号
			甲394番 2	11号
			甲270番 2	12号

宮内 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
砥部町	宮内	1637番	1号
		1638番	2号
		1638番	3号
		1638番	4号
		1639番	5号
		1639番	6号
		1640番	7号
		1640番	8号
		1646番	9号
		1647番	10号
		952番	11号
		948番 1	12号
		944番 1	13号
		944番 2	14号
		938番地先	15号
		932番 2	16号
		922番	17号
		85番	18号
		66番	19号
		1637番地先	20号

東谷 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を町道大谷線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
双海町	上灘	東谷	甲4708番4	1号
			甲4708番3	2号
		中畝	壬58番1	3号
			東谷	甲4665番1
		中畝	壬70番1	5号
			壬73番	6号
		東谷	壬73番	7号
			甲4750番1	8号

福岡

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を市道福岡南線西側官民境界線で結んだ線、標柱4号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を市道福岡北線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
八幡浜市	日土町	大バタケ	5番耕地2588番地先	1号
			5番耕地2591番1	2号
		ヒガシバタケ	5番耕地2554番地先	3号
		ヤナキソフ	5番耕地2512番2地先	4号
		ヨコバタケ	5番耕地2542番2	5号
			5番耕地2540番	6号
			5番耕地2540番	7号
		カキノハタケ	5番耕地2563番3	8号
		カキノハタ	5番耕地2576番	9号

松本町

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
八幡浜市	大平	ヨコウラ		1号
				2号
				3号
				4号
				5号
				6号
				7号
				8号
				9号
				10号
				11号
				12号
				13号
				14号
				15号
				16号

国延B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を町道国延西線西側官民境界線で結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
津島町	北灘	浜	甲1002番2	1号
			甲1002番2	2号
		下谷	甲975番1	3号
			明ジカ鼻	第3号95番1
		下谷	甲966番1	5号
			甲966番1	6号
			甲963番1	7号
			甲965番	8号
			甲978番1	9号
			甲997番2	10号

鼠鳴

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を県道嵐田之浜岩松線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
津島町	鼠鳴	城ヶ鼻	253番1	1号
			253番1	2号
		凧ノ浦	240番3	3号
			240番1	4号
			239番3	5号
		長尾	乙29番4	6号
			乙29番6	7号
		凧ノ浦	230番1	8号
			230番1	9号

本村(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成14年8月愛媛県告示第1464号)本村の項で指定した標柱11号、標柱10号及び標柱9号を順次結んだ線、標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱11号を日野浦川南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
広田村	高市	1659番	15号
		1660番	16号
		1660番	17号

七反(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成14年3月愛媛県告示第644号)七反の項で指定した標柱9号、標柱8号及び標柱7号を順次結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱9号を国道379号東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

区域

市 町 村		地 番	標 柱
内子町	五百木	392番 5	7号
		355番 1	8号
		355番 1	9号
		437番	10号
		477番	11号
		467番	12号
		467番	13号

広瀬 B (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和60年11月愛媛県告示第1541号)広瀬 B の項で指定した標柱 2 号と標柱 1 号を結んだ線、標柱 1 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 5 号から

標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 2 号を結んだ線に囲まれた区域並びに同項で指定した標柱 4 号と標柱 3 号を結んだ線、標柱 3 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 8 号から標柱 11 号までを順次結んだ線及び標柱 11 号と標柱 4 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
八幡浜市	広瀬三丁目	1230番	5号
		1230番	6号
	広瀬四丁目	乙71番 1	7号
		乙72番 3	8号
		乙72番 3	9号
	広瀬一丁目	乙72番 3	10号
		1355番42	11号

○愛媛県告示第 333 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	北条市客字式反地甲66番13から 同字甲66番15まで	旧	メートル 6.1 ~ 9.0	キロメートル 0.062	
			新	6.1 ~ 14.8	0.057	
"	"	北条市客字式反地甲63番 6 から 同市平林字三反地甲65番 6 地先まで	旧	5.0 ~ 9.0	0.068	
			新	5.8 ~ 13.8	0.065	

○愛媛県告示第 334 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	北条市客字式反地甲66番13から 同字甲66番15まで	平成15年2月18日
"	"	北条市客字式反地甲63番 6 から 同市平林字三反地甲65番 6 地先まで	"

○愛媛県告示第 335 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万町大字二名乙1905番6から 同大字乙1908番5まで	旧	メートル 1.0～1.2 4.0～55.0	キロメートル 0.705 0.687	
			新	4.0～55.0	0.687	
"	"	上浮穴郡久万町大字二名乙1906番8から 同大字乙1905番3まで	旧	0.5～4.0	0.634	
			新	19.0～150.0	0.903	

## ○愛媛県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万町大字二名乙1906番8から 同大字乙1905番3まで	平成15年3月6日

## ○愛媛県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町川登2843番2から 上浮穴郡久万町大字二名乙1906番8まで	メートル 12.4～59.2	キロメートル 0.292	

## ○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町川登2843番2から 上浮穴郡久万町大字二名乙1906番8まで	平成15年3月6日

## ○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂262番2から 同大字269番地先まで	旧	メートル 4.4~15.1	キロメートル 0.191	
			新	12.5~20.7	0.196	
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂519番3から 同大字512番1まで	旧	4.5~12.1	0.370	
			新	12.1~48.5	0.370	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川394番から 同大字373番地先まで	旧	4.0~5.3	0.077	
			新	15.5~51.1	0.070	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川373番地先から 同大字367番2まで	旧	4.7~10.8	0.100	
			新	4.7~10.8 13.3~29.7	0.100 0.058	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川367番2から 同大字358番地先まで	旧	4.8~7.4	0.236	
			新	5.0~36.0	0.232	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川255番地先から 同大字22番3まで	旧	4.6~20.4	0.378	
			新	9.9~20.4	0.376	

## ○愛媛県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂262番2から 同大字269番地先まで	平成15年2月18日
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂519番3から 同大字512番1まで	"
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川394番から 同大字358番地先まで	"
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川255番地先から 同大字22番3まで	"

## ○愛媛県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡保内町広早452番2から 同町広早452番4まで	旧	メートル 15.0~21.0	キロメートル 0.016	
			新	21.0~25.0	0.020	

## ○愛媛県告示第 342 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡保内町広早452番 2 から 同町広早452番 4 まで	平成15年 3月10日

## ○愛媛県告示第 343 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字後山155番 9	旧	メートル 12.5～16.2	キロメートル 0.024	
			新	16.2～19.8	0.024	

## ○愛媛県告示第 344 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字後山155番 9	平成15年 2月18日

## ○愛媛県告示第 345 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野2003番 2	旧	メートル 8.3～9.8	キロメートル 0.027	
			新	9.1～10.8	0.027	

## ○愛媛県告示第 346 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野2003番2	平成15年2月18日

## ○愛媛県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字下相4301番	旧	メートル 16.0～33.0	キロメートル 0.048	
			新	16.0～39.0	0.048	

## ○愛媛県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字下相4301番	平成15年2月20日

## ○愛媛県告示第349号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 道路の位置

大洲市八多喜町甲1071番1及び甲1071番2

## 2 申請人の住所氏名

喜多郡長浜町大字白滝甲1085番地12

有限会社徳山住宅

代表取締役 徳山 和敬

## 3 図面省略

## 公 告

## ○公 告

平成15年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及びこれに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成15年度の製造の請負等に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成15年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

## 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗

雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### 3 資格

(1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められた者とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

### 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。

### 5 申請書類の交付方法及び提出先

#### (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

#### (2) 提出先

別表のとおりとする。

### 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

### 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

### 8 資格の効力

資格は、平成15年度の製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

### 9 平成16年度及び平成17年度の資格審査

平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成15年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

### 10 問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2156

## 別表（5 関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県総務部総務管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市及び県外
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 - 56 - 1300（内線210）	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡及び周桑郡
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500（内線343）	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111（内線308）	伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111（内線210）	八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡及び東宇和郡
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211（内線209）	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 2月 5日	特定非営利活動法人とべスポーツクラブ	平 岡 一 高	温泉郡川内町大字南方651番地6	この法人は、砥部町並びに周辺市町村におけるスポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 2月18日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「課」の下に「の所掌」を加え、同条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 団体（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第1項の団体をいう。）による犯罪に係る情報の集約及びその分析に関すること。

第21条第1号中「課」の下に「の所掌」を加える。

第27条の3第1号中「その他警備情報（警備課の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。）」を「その他警備情報」に改める。

第27条の9第2項中「警察官」の下に「又は警察吏員」を加える。

第28条の10第3項中「から第8号まで、第10号及び第11号」を「、第6号、第9号、第11号及び第12号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（組織犯罪対策室）

第28条の11 捜査第一課に組織犯罪対策室を附置する。

2 組織犯罪対策室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。室長は、組織犯罪対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 組織犯罪対策室は、第20条第1号（国際犯罪捜査に関する事務に限る。）、第7号及び第8号の事務をつかさどる。

別表新居浜警察署、今治警察署及び松山南警察署の項警察署名の欄中「新居浜警察署、今治警察署及び」を削り、同表三島警察署、西条警察署、東予警察署、松山西警察署、伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署及び宇和島警察署の項同欄中「三島警察署」の下に「、新居浜警察署」を、「東予警察署」の下に「、今治警察署」を加える。

附 則

この規則は、平成15年 2月24日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

2月3日

愛媛県出納長 宮 内 薫

愛媛県事務吏員 永 野 英 詞

同 野 本 俊 二

願により本職を免ずる（各通）

2月4日

吉野内 直 光

愛媛県副知事に任ずる

永 野 英 詞

愛媛県出納長に任ずる